

「市長への手紙」HP掲載データ（平成30年5月分）

見出し	3005-3 田屋町第1地割地内の砂利道の補修について
ご意見	田屋町第1地割地内の砂利道の穴ぼこは、砂利で補修していただいても2～3ヶ月で穴ぼこだらけになり、車での走行が困難です。3ヶ月に1回位の割合で補修してほしい。
回答	<p>田屋町第1地割地内の砂利道の補修についてであります。この道路は現況が私有地（みなし道路）となっております。私有地である道路の補修について、市では砂利等の補修材料の提供を行い、地域の皆様からは敷き均しを行っていただいているところです。</p> <p>砂利等の補修材料につきましては、必要に応じて町内会等から申請をいただければ、これまでどおり提供いたしますので、ご検討の程よろしくお願いたします</p>
担当課	土木課 電話：0194-52-2124